

第87号議案

令和7年度芦屋市一般会計補正予算（第3号）

令和7年度芦屋市の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ488,784千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ50,852,504千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

令和7年12月19日提出

芦屋市長 高島 峻輔

第1表 峰入峰出予算補正
峰 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
22 国庫支出金		7,945,917	488,784	8,434,701
2 国庫補助金		2,347,308	488,784	2,836,092
歳 入 合 計		50,363,720	488,784	50,852,504

峰 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
3 民生費		19,355,017	288,484	19,643,501
3 児童福祉費		7,570,190	288,484	7,858,674
7 商工費		243,958	200,300	444,258
7 商工費		243,958	200,300	444,258
歳 出 合 計		50,363,720	488,784	50,852,504

第 2 表 繼

款	項
03 民 生 費	03 児童福祉費
合	

越 明 許 費

(単位 千円)

事 業 名	金 額
物価高対応子育て応援手当支給事業	46,653
計	46,653

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

款	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
22 国庫支出金	7,945,917	488,784	8,434,701
歳入合計	50,363,720	488,784	50,852,504

(歳 出)

款	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
3 民生費	19,355,017	288,484	19,643,501
7 商工費	243,958	200,300	444,258
歳 出 合 計	50,363,720	488,784	50,852,504

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財	地 方 債	そ の 他	一 般 財 源
国 県 支 出 金 千円			
288,484			0
200,300			0
488,784	0	0	0

2 歳 入

22款 国庫支出金
2項 国庫補助金

488,784千円
488,784千円

目	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費補助金	千円 435,578	千円 200,300	千円 635,878
3 民生費補助金	598,724	288,484	887,208
計	2,347,308	488,784	2,836,092

節		説 明
区 分	金 額	
1 総務管理費補助金	千円 200,300	・企画部市長公室政策推進課 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 200,300
3 児童福祉費補助金	288,484	・こども福祉部こども家庭室こども政策課 物価高対応子育て応援手当支給事務費補助金 6,484 物価高対応子育て応援手当支給事業費補助金 282,000

22款 国庫支出金

3 歳 出

3 款 民生費

3 項 児童福祉費

288,484千円

288,484千円

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定期財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 児童福祉総務費	千円 845,102	千円 288,484	千円 1,133,586	千円 288,484	千円	千円	千円
				国庫補助金			
				288,484			
計	7,570,190	288,484	7,858,674	288,484	0	0	0

節 区分	金額	説明
1 報酬	千円 640	・こども福祉部こども家庭室こども政策課 ○物価高対応子育て応援手当支給事業
会計年度任用職員報酬	640	288,484
4 共済費	109	01 報酬 04 共済費 08 旅費 10 需用費 11 役務費 12 委託料
会計年度任用職員共済組合負担金等	109	640 109 281 2,211 3,212 110 31 281,000 282,000
8 旅費	31	確認書等封入封緘業務委託料 給付金システム対応業務委託料
会計年度任用職員通勤費用	31	3,102
10 需用費	281	18 負担金、補助及び交付金
消耗品費	90	物価高対応子育て応援手当
印刷製本費	191	282,000
11 役務費	2,211	
郵便料	1,214	
手数料	997	
12 委託料	3,212	
18 負担金、補助及び交付金	282,000	

7 款 商工費

7 項 商工費

200,300千円

200,300千円

2 商工振興費	183,821	200,300	384,121	200,300			
---------	---------	---------	---------	---------	--	--	--

10 需用費	50	・市民生活部環境・経済室地域経済振興課
消耗品費	20	○物価高騰負担軽減に要する経費

3 款 民生費 7 款 商工費

7款 商工費

7項 商工費

200,300千円

200,300千円

目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円 国庫補助金 200,300	千円	千円	千円
計	243,958	200,300	444,258	200,300	0	0	0

節 区 分	金 額	説 明	
		千円	千円
印刷製本費	30	10 需用費	50
11 役務費	250	11 役務費	250
郵便料	250	12 委託料 食料品等物価高騰負担軽減支援に係る業務委託料	200,000 200,000
12 委託料	200,000		

給与費明細書

一般職

(1) 総括

(単位 千円)

区分	職員数 (人)	給与費				共済費	合計
		報酬	給料	職員手当等	計		
補正後	(924) 713	1,552,958	2,813,047	3,546,014	7,912,019	1,486,894	9,398,913
補正前	(923) 713	1,552,318	2,813,047	3,546,014	7,911,379	1,486,785	9,398,164
比較	(1)	640			640	109	749
職員手当等の内訳	区分	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当
	補正後	79,758	476,556	73,762	85,260	59,653	312,509
	補正前	79,758	476,556	73,762	85,260	59,653	312,509
	比較						
	区分	休日勤務手当	夜間勤務手当	宿日直手当	管理職手当	管理職員特別勤務手当	期末及び勤勉手当
	補正後	49,618	8,600		93,060	8,187	1,896,971
	補正前	49,618	8,600		93,060	8,187	1,896,971
	比較						
	区分	単身赴任手当	児童手当	教員特別手当	初任給調整手当	退職手当	
	補正後	648	71,565		108	329,759	
	補正前	648	71,565		108	329,759	
	比較						

注：() 内数字は外書で短時間勤務職員数

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位 千円)

区分	職員数 (人)	給与費				共済費	合計
		報酬	給料	職員手当等	計		
補正後	(11) 713		2,813,047	2,988,469	5,801,516	1,137,645	6,939,161
補正前	(11) 713		2,813,047	2,988,469	5,801,516	1,137,645	6,939,161
比較	()						
職員手当等の内訳	区分	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当
	補正後	79,758	476,556	73,762	85,260	59,653	312,509
	補正前	79,758	476,556	73,762	85,260	59,653	312,509
	比較						
	区分	休日勤務手当	夜間勤務手当	宿日直手当	管理職手当	管理職員特別勤務手当	期末及び勤勉手当
	補正後	49,618	8,600		93,060	8,187	1,339,426
	補正前	49,618	8,600		93,060	8,187	1,339,426
	比較						
	区分	単身赴任手当	児童手当	教員特別手当	初任給調整手当	退職手当	
	補正後	648	71,565		108	329,759	
	補正前	648	71,565		108	329,759	
	比較						

注：() 内数字は外書で短時間勤務職員数

イ 会計年度任用職員

(単位 千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 濟 費	合 計
		報 酉	給 料	職員手当等	計		
補 正 後	(913)	1,552,958		557,545	2,110,503	349,249	2,459,752
補 正 前	(912)	1,552,318		557,545	2,109,863	349,140	2,459,003
比 較	(1)	640			640	109	749
職員手当等 の 内 訳	区 分	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務 手 当	時 間 外 勤務手当
	補 正 後						
	補 正 前						
	比 較						
	区 分	休日勤務 手 当	夜間勤務 手 当	宿 日 直 手 当	管 理 職 手 当	管理職員 特別勤務 手 当	期末及び 勤勉手当
	補 正 後						557,545
	補 正 前						557,545
	比 較						
	区 分	単身赴任 手 当	児童手当	教員特別 手 当	初 任 給 調整手当	退職手当	
	補 正 後						
	補 正 前						
	比 較						

注：（ ）内数字は外書で短時間勤務職員数

第87号議案説明資料

令和7年度芦屋市一般会計補正予算（第3号）の繰越明許費の内容

(単位 千円)

事業名	現計予算額 (第3号補正後)	繰越明許費	主な内容
物価高対応子育て応援手当支給事業	288,484	46,653	需用費、役務費、委託料、負担金、補助及び交付金
合 計	288,484	46,653	

令和7年度一般会計補正予算（第3号）について

歳入歳出予算

当初予算額： 49,158,000千円

現計予算額： 50,363,720千円

補 正 額： 488,784千円

補正後予算額： 50,852,504千円 (+1,694,504千円)

※()内は当初予算額からの増減額

(補正額の内訳)

① 物価高騰による負担を軽減するためのキャッシュレス決済ポイント還元事業の追加	(※1) +200,300千円	(+ 0千円)
② 物価高対応子育て応援手当支給事業の追加	+288,484千円	(+ 0千円)
	補 正 額 :	+488,784千円 (+ 0千円)

※()内は市負担額(一般財源及び市債)

※1 本事業については、「物価高対応重点支援地方創生臨時交付金」の交付見込額の一部を財源としています。
残余の活用事業については、国から交付額や繰越の有無等詳細な情報が示された後、改めて追加の補正予算を行う予定です。

【別紙】…前頁①～②に係る歳出予算の補正内容

(単位：千円)

事 業 名	事 業 概 要	補 正 額	財 源 内 訳			
			国・県	市債	そ の 他	一 般 財 源
① 商工費 - 商工費 - 商工振興費 物価高騰による負担を軽減するためのキャッシュレス決済ポイント還元事業の追加	食料品等の物価高騰に直面している生活者の負担を軽減するとともに市内経済の活性化やキャッシュレス決済の普及促進を図る観点から、市内の店舗（大手チェーン店を除く）でキャッシュレス決済を行った者に対し、一定のポイント（還元率20%・上限1,000円/回、6,000円/実施期間）を付与するもの。（補助率：国10/10）	+200,300	+200,300			
② 民生費 - 児童福祉費 - 児童福祉総務費 物価高対応子育て応援手当支給事業の追加	物価高の影響が長期化し、その影響が様々な人々に及ぶ中、特にその影響を強く受けている子育て世帯を力強く支援し、こどもたちの健やかな成長を応援するため、こども1人につき2万円の物価高対応子育て応援手当を支給するもの。（補助率：国10/10）	+288,484	+288,484			
	合 計	+488,784	+488,784	+0	+0	+0

(注)「財源内訳」欄の「その他」は、国県支出金・市債以外の特定財源(寄附金及び特定目的基金等)を計上。

事業の目的

物価高の影響が長期化しその影響が様々な人々に及ぶ中、特に、その影響を強く受けている子育て世帯を力強く支援し、我が国のかどもたちの健やかな成長を応援する観点から、物価高対応子育て応援手当を支給する。

支給対象者

児童手当支給対象児童（令和7年9月30日時点）を養育する父母等（対象児童数 約1,780万人）
※対象児童には、令和7年10月1日以降令和8年3月31日までに生まれる新生児も含む

給付額

こども一人当たり 一律 **2万円**

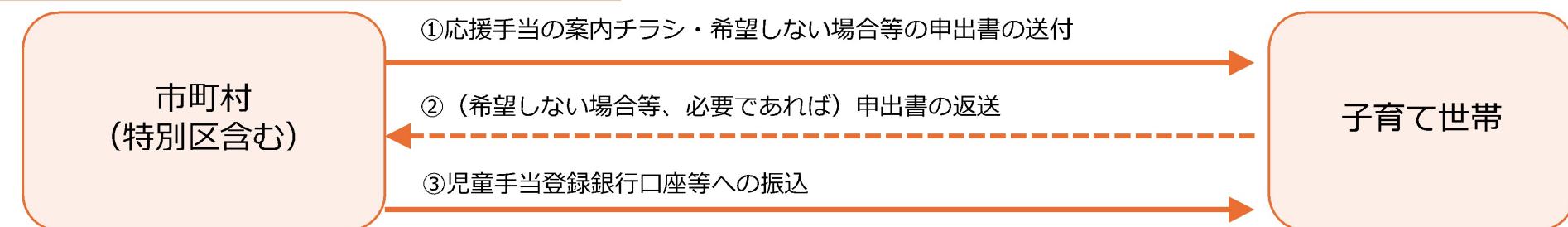
所要額

3,700億円程度（事務費含む。全額国庫負担で実施）

実施主体

令和7年9月30日時点での児童手当受給者（主たる生計維持者）の住所地市町村（特別区を含む）

事業スキーム（「プッシュ型」で支給）



- ・高校生年代まで：原則「プッシュ型」で支給。

※公務員については市町村が必要なデータを把握していれば、「プッシュ型」支給が可能。（それ以外の者については要申請）

- ・新生児：出生届・児童手当認定請求等と併せて要申請が原則。ただし、児童手当認定請求済み者は「プッシュ型」支給が可能。